

蓮田市見守りシール等配布事業のご案内

◎見守りシール、キーホルダーとは

このシール、キーホルダーは、認知症状等により所在不明となる可能性のある方の衣類や携行品に取り付けることで、行方がわからなくなり保護された場合でも、登録番号から身元を確認することができるようにするものです。対象の方の情報は必要時関係機関と共有し、早期に発見できる体制を地域で構築することを目的としています。

【見守りシール イメージ】



※裏面がアイロンシールになっています

【キーホルダー イメージ】

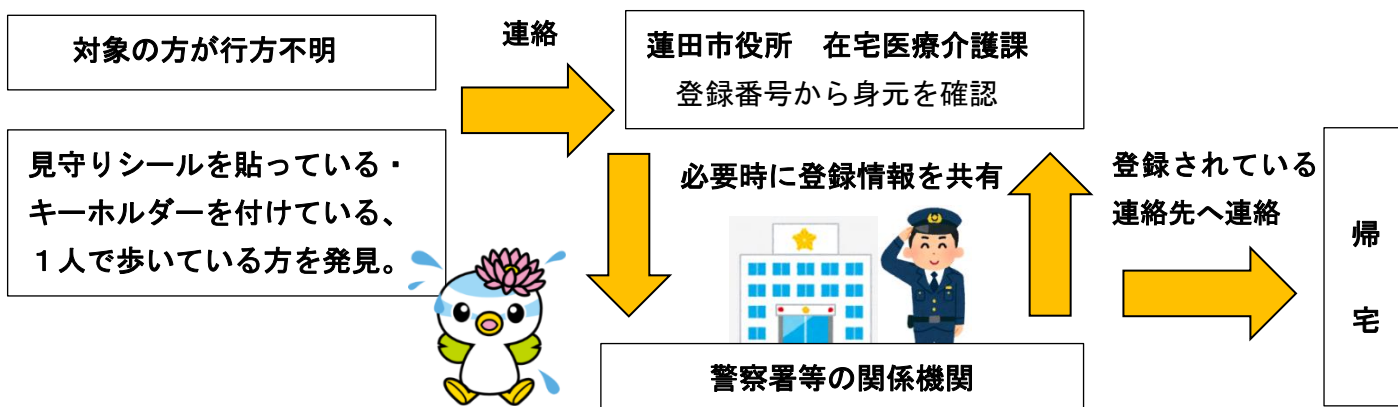
表



裏



◎見守りシール等配布事業の仕組み



◎対象となる方

①および②～④のいずれかに該当する方

① 市内在住かつ在宅で生活されている40歳以上の方

+

【下記のいずれかに該当する方】

② 要介護、要支援の認定を受けている方

③ 医師から認知症の診断を受けた方

④ 認知症状等により所在が不明となる可能性のある方

◎利用料

・利用料は無料です。



◎利用開始までの流れ

(1) **蓮田市役所在宅医療介護課** 窓口で申請をしてください。

◎申請に必要なもの

対象者の確認：①介護保険被保険者証 ②認知症の診断を受けた医師の診断書

※①、②の提示ができない場合であっても日常生活状況の聞き取りにより上記に代えることができる場合があります。

申請者の確認：運転免許証もしくは健康保険証など本人を確認できるもの

(2) 申請内容を審査の上、可否決定を行い、蓮田市見守りシール等配布事業利用可否決定通知書、見守りシール、キーホルダー（利用が決定した場合）を原則申請者へ郵送いたします。

(3) 見守りシール、キーホルダーが届いたら、衣類など対象者が普段から使っているものに取り付けてください。

◎配布数

見守りシール①、②を各10枚ずつ、キーホルダーを2個交付いたします。

【見守りシール①】 実寸大



【見守りシール②】 実寸大



【キーホルダー】

表



裏



※ 見守りシールについては①、②各5枚を上限に再交付も可能です。希望される方は窓口にて再交付申請が必要です。

《注意事項》

- ・ 対象者と家族等の情報は、同意に基づき蓮田市から警察署等へ情報共有されます。
- ・ 本シール、キーホルダーの利用は、対象者本人に限ります。譲渡や目的外の利用は禁じます。
- ・ 登録内容に変更があった場合や不要になった場合には下記の間合せ先までご連絡ください。
- ・ 見守りシール等を携行することにより、周囲に本人が認知症等であることを知られるおそれもあります。本人やご家族の間でよく相談の上、使用について、取り付ける物や場所について決定し、使用するようにしてください。

【申し込み・問い合わせ】

蓮田市役所 在宅医療介護課 地域包括支援センター
電話 048-768-3111 (内線198)